

2020年度 滋賀県介護人材再就職準備金貸付事業募集要項

滋賀県内において質の高い介護人材の確保及び定着を支援するため、介護職員として一定の知識及び経験を有する方に対し、再就職準備に必要な費用の貸付を行います。貸付は無利子です。また、滋賀県内の施設等において継続して介護職員等の業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者

次の①～④の要件を全て満たす方

- ①県内に所在する事業所または施設※に介護職員等として週20時間以上勤務する方
(※居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所)
- ②過去に介護職員等として実務経験が1年以上ある方
(雇用期間が通算365日以上かつ従事日数が180日以上)
- ③介護人材として求められる一定の知識(資格)を有していること
(次のいずれかに該当する方)
 - ・介護福祉士
 - ・介護職員実務者研修
 - ・介護職員初任者研修(介護職員基礎研修、ヘルパー1級、2級含む)
- ④直近の介護職員等として離職した日から、再就職する日までに1ヶ月以上経過し、あらかじめ滋賀県介護・福祉人材センターに“離職時の届出制度”への登録をした方

2. 貸付額等

(1) 貸付額

400,000円以内(一括で貸付)

(2) 貸付金の使途

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ・介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ・その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(3) 定員

当該年度内予算の範囲によります。

(4) 貸付回数

一人当たり1回限りとします。

3. 貸付利子

無利子

4. 連帯保証人

- ・1名をたてなければならない。
- ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人(未成年者の親権者・後見人など)であることとします。

・連帯保証人は貸付を受けた方と連帯して債務を負担するものとします。

5. 返還免除

滋賀県内で継続して2年以上（従事期間が730日以上かつ従事日数が360日以上※）介護職員等の業務に従事した場合、返還債務を免除します。

※ 従事期間は月を単位として継続している必要があります。例えば、離職して他事業所へ再就職（転職）により、介護職員として業務に従事していない月が生じた場合は返還していただくこととなります。

6. 返還

返還免除の要件を満たさない場合は返還となります。

(1) 返還期間

返還の事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内

(2) 返還方法

月賦・半年賦による均等払い、または一括払い（繰上げ返還も可）

(3) 延滞利子

正当な理由がなく返還しなければならない日までに返還しなかった場合、返還すべき額につき年3%の割合で計算した額

7. 申請に必要な書類

- (1) 介護人材再就職準備金貸付申請書（個人情報取得・利用（取扱）の同意を含む）
- (2) 採用（予定）証明書
- (3) 資格を証明するものの写し
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) 離職時の届出制度届出書（あらかじめ登録されていない方は登録が必要）
- (6) 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

8. 申請受付期間

申請者が再就職した日の属する月の翌々月の末日まで（期間内に必着のこと）

9. 申請方法

申請者が申請書類等を郵送※または持参により、下記11の申請先まで提出してください。

※ 郵送の場合は、不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を奨励します。

普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合の責任を負いません。

10. その他

- (1) 審査のうえ、貸付の可否を決定します。
- (2) 制度詳細は、ホームページに掲載しています。

11. 申請先・問合せ先

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 資金貸付・債権管理グループ
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138
県立長寿社会福祉センター内
TEL : 077-567-3958 FAX : 077-566-3611

ホームページ：滋賀県かいご・ふくしのシゴトWEB

https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/saisyusyoku